

令和4年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和4年2月17日(木)	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時51分
	2月24日(木)	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時41分
	2月28日(月) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時39分
	第2回	再開	午前	9時39分
		散会	午前	9時51分
	第3回	再開	午後	0時42分
		散会	午後	0時43分
	3月2日(水) 第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	3時
		散会	午後	3時10分
	3月3日(木)	開会	午前	9時28分
		散会	午前	9時31分
	3月4日(金)	開会	午後	3時29分
		散会	午後	3時36分
	3月7日(月) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時31分
	第2回	再開	午前	10時28分
		散会	午前	10時30分
	3月8日(火) 第1回	開会	午後	0時44分
		休憩	午後	0時45分
	第2回	再開	午後	1時29分
		散会	午後	1時30分
	3月24日(木)	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時40分
	3月25日(金) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時36分
	第2回	再開	午後	0時59分
		休憩	午後	1時3分
	第3回	再開	午後	2時39分
		休憩	午後	2時40分
	第4回	再開	午後	2時40分
		休憩	午後	2時43分
	第5回	再開	午後	5時
		閉会	午後	5時7分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長（副委員長職は3月25日第3回まで）

萩原一寿副委員長（副委員長職は3月25日第4回以降）
岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、
宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、
山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、秋山文和委員

出席者 梅澤佳一議長、岡地優副議長

欠席委員 2月28日 立石 泰広 委員長（自民）

3月 2日（第2回）～3月25日（第3回）江原 久美子 副委員長（県民）

3月 3日 小谷野 五雄 委員（自民）→ 代理出席 武内 政文 議員

3月 7日 宮崎 栄治郎 委員（自民）→ 代理出席 白土 幸仁 議員

3月 8日 宮崎 栄治郎 委員（自民）→ 代理出席 本木 茂 議員

小谷野 五雄 委員（自民）→ 代理出席 武内 政文 議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず、2月24日、代表質問初日に御提案する議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和4年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算16件、条例1件の計17件である。予算については、一般会計のほか、特別会計11件、企業会計4件であり、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」の1件である。

詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている表彰議案及び人事議案について、御説明申し上げます。その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈、教育委員会委員の任命、人事委員会委員の選任、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命についてである。表彰議案については、彩の国功労賞を2021年におけるゴルフのアジアパシフィックアマチュア選手権において優勝した中島啓太氏に、また、2022年における第66回全日本実業団対抗駅伝競走大会において優勝したHonda陸上競技部に贈呈することについて、御同意をお願いするものである。人事議案については、埼玉県教育委員会委員に首藤敏元氏を新たに任命することについて、埼玉県人事委員会委員に池本誠司氏を新たに選任することについて、埼玉県収用委員会委員に石井依子氏を新たに任命することについて、埼玉県収用委員会予備委員に齋藤雅一氏を新たに任命することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。贈呈理由、経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和4年2月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧願う。1ページの1番から3ページの16番までは「予算」である。後ほど資料3により御説明させていただきます。3ページの17番は「条例」である。こちらについて、資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、道路交通法等の一部改正に伴い、運転技能検査手数料等の額を定めるとともに、認知機能検査手数料等の額を改定等するものである。

続いて、補正予算案を御説明させていただきます。資料3「令和3年度2月補正予算(追加)案の概要」を御覧いただきたいと存じる。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」にあ

るとおり、121億4,350万3千円の増額となっており、補正後累計では、2兆7,046億3,792万2千円となっている。このほか、特別会計11会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出（一般会計）」である。一つ目の○、「県税に係る清算金、交付金等」については、他都道府県からの地方消費税清算金や法人事業税が当初の見込みを上回ったことに伴い、市町村への交付金の増額等をするものである。二つ目の○、「財政調整基金の積み増し」については、県税や地方交付税などの収入増に加え、執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積立てるものである。三つ目の○、「公債費満期一括償還措置」及び四つ目の○、「新型コロナウイルス感染症対策推進基金の積み増し」については、県債の満期一括償還及び新型コロナウイルス感染症対策に備えた基金への積立てを行うものである。五つ目の○、「給与費」については人事委員会勧告に基づく期末手当の支給割合引下げなどの影響も踏まえ、執行見込額と予算額の差を調整するものである。六つ目の○、「公債費」については、予算額と執行見込額の差を減額するものである。七つ目の○、「その他」については、観光応援キャンペーンの規模拡大による観光関連事業者への支援や、国の経済対策に係る補正予算に対応して令和4年度以降の事業費分を安心こども基金に積立て等行うもの、さらには、指定管理者制度導入施設における感染症対策に伴う委託料の増額等である。

次に、「3 主な財源（一般会計）」である。まず、一つ目の○の「県税」については、法人二税や個人県民税などが当初の見込みを上回ったことにより、502億円を増額するものである。三つ目の○、「地方譲与税」については、全国の特別法人事業税収入が見込みを上回ったことにより、本県に配分される特別法人事業譲与税を増額等するものである。四つ目の○、「地方交付税」については、国の補正予算に伴い地方交付税総額が増額され、普通交付税の再算定を行った結果等を踏まえ、増額するものである。なお、実際の県税収入額が当初の基準財政収入額の算定時より増額となる見込みのため、令和4年度から6年度までの3年間で普通交付税が精算されることとなる。六つ目の○、「県債」については、臨時財政対策債について、国補正予算により地方交付税が増額措置されたことなどを踏まえ573億6,200万円減額するとともに、その他の県債については、事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うものである。最後の○の「繰入金」については、財源調整のための基金について、本年度の収支見通しを踏まえ、現在予算計上している517億円の取り崩しのうち、467億2,400万円の取り崩しを中止するものなどである。これにより、財源調整のための基金残高は、令和3年度末で1,224億円、令和4年度末で497億円を見込んでいる。

最後に、「4 繰越明許費の設定（一般会計）」であるが、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している、議案の概要である。よろしく願います。

委員長

2 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 一般質問についての(1)一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月28日(月)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月1日(火)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

田村委員

3月1日については、1番目が渡辺大議員、3番目が飯塚俊彦議員でお願いします。

委員長

次に、3月2日(水)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

田村委員

3月2日については、1番目が松澤正議員、3番目が高橋政雄議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

委員長

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月10日(木)の本委員会において、執行部から急施を要するとの要請があった第60号議案ないし第63号議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、代表質問初日・2月24日（木）に予定されている「知事提出急施議案（第60号議案ないし第63号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は発言の2日前・2月21日（月）

< 了 承 >

委員長

5 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、去る2月10日（木）の本委員会において、感染状況等の動向を見ながら、開会日までに決定することとしていた2月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。お手元の資料、「新しい生活様式」を踏まえた議会運営委員会申合せ（案）を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

現在本県はまん延防止等重点措置期間中ではあるが、今月14日時点で、実効再生産数が1を割り込むなど、新規感染者数の増加ペースは着実に落ちてきていることを踏まえ、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の感染対策を徹底した上で、議会運営に務めてまいりたいと考えている。前12月定例会から導入した計画的な休憩も活用し、議場内の換気等も徹底していく。

それでは主な点を説明する。内容としては、前12月定例会と同様の対応となる。本会議における議員及び執行部の出席については通常どおりとし、傍聴者については、間隔を広げての着席を促すこととする。委員会における対応については、執行部に対して必要最小限の出席者とするよう要請する。私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

委員長

6 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問初日・2月28日（月）、案文については一般質問最終日・3月2日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月25日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

7 令和4年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民19、県民5、民主フォーラム4、公明4、共産党2となっている。令和3年度と令和4年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は34となる。これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料2の一番下の令和4年度配分（案）のとおり、自民19、県民5、民主フォーラム4、公明4、共産党2となるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月24日（木）までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

委員長

8 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いします。

< 了 承 >

委員長

9 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

10 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、57番権守幸男議員、69番須賀敬史議員の2名から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・2月24日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

以上で、委員会を散会する。

(9:51)

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年2月24日(木))

委員長

1 予算特別委員の辞任及び選任についてだが、予算特別委員会の高木真理委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。ついては、高木真理委員の辞任を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

また、民主フォーラムから、高木真理委員の辞任が許可された場合、水村篤弘議員を選任されたい旨の申出があった。

ついては、水村篤弘議員を選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、これらの件について、改革及び無所属は私から確認しておく。

委員長

2 知事提出急施議案(第60号議案ないし第63号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、16番中川浩議員ないし第60号議案及び第61号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

3 令和4年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料1を、改めて、お手元に配布した。

この件について、各会派で御検討いただいたかと存じるので、御協議願う。

何か御意見はあるか。

田村委員

我が会派の意見を申し上げる。まず、付託事件の打切りについてである。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会に付託されている「東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策の件」は、大会終了につき、審査を打ち切るべきと考える。

その他の部分については、変更する必要はなく、現状の特別委員会で、幅広く県民の生活の向上等の要望に応えるための活動ができているものと考えている。

松坂委員

我が会派としては、引き続き、公社事業対策特別委員会と議会改革検討特別委員会に、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を加え、三つの特別委員会をお願いしたいと考えている。理由としては、現在設置されている特別委員会、お示しいただいた七つのうち公社事業対策特別委員会以外の六つは、常任委員会において審議・調査できるもので、特別委員会として常設化して運用すべきものではないと考えている。また、昨年、議会改革検討会で多くの改善が図られた。

いずれにしても、我が会派は、特別委員会は、その時々が発生する問題について設置すべきだと考えているので、特別委員会の数、また付託事件の数もある程度絞り込んでいく必要があると考えている。

御検討よろしく願います。

木村委員

我が会派としても、常任委員会が八つあるので、基本的には常任委員会で審議していただき、特別な事情が発生したときに、特別委員会を設置する方向がよいと考えている。

秋山委員

我が会派も、常任委員会の審査を充実させることによって、現在の八つの特別委員会の審査を行っていけるだろうと考えている。しかし、今はコロナ対策が必要なので、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、それから、議会改革の対策も必要と思っている。また、公社事業は県の事業の分身のようなものなので、これまでどおり、公社事業対策特別委員会を設置すべきと考え、この3点でお願いしたいと思う。

委員長

ただ今、様々な御意見をいただいたが、協議を整えるにはもう少し時間が必要かと存じる。

今後の議会運営委員会で、改めて御協議いただくことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった江原久美子議員及び本木茂議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議会運営委員会において、選挙の方法及び日程等について御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

田村委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として条例案を提出したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

田村委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

自宅や自室に長期間閉じこもり、他人や社会とのかかわりを回避している、いわゆる「ひきこもり状態」にある者は、内閣府の調査において15歳から39歳までで54.1万人、40歳から64歳までで61.3万人と推計されている。

ひきこもり状態にある者は、自身の将来をはじめとする様々な不安を抱えており、これはその家族も同様である。しかしながら、本人及び家族は、身近に支援を受けることのできる場所がなく孤立しているケースが多くなっている。この不安につけ込み、本人の意思を無視して強引に自宅や自室から引き出して高額な費用を請求する「引き出し屋」と呼ばれる悪質業者も存在しており、各地でトラブルも確認されている。ひきこもり支援は、「本人の意思」を十分に尊重して行う必要がある、本人の意思を無視してはならない。そして、本人及びその家族が孤立することのないよう、身近に安心して支援を受けられる環境を整備していくことが必要である。

そこで、私たちは、ひきこもり支援に関し、県の責務等を明らかにするとともに、民間支援団体等による支援を推進するために必要な事項を定めることで、安心して支援を受けられる社会を実現することを目的とする条例を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

委員長

6 その他に入る前に申し上げます。

まず、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時に電子データを含めパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、５７番権守幸男議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・２月２８日（月）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

1 ロシアによるウクライナへの侵攻に関する対応についてだが、ロシアは、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年2月24日、ウクライナに侵攻した。これは明白な国際法及び国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。

については、本日の本会議において、ロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める内容の決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局が議案を配布 >

宇田川副委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

宇田川副委員長

2 知事提出急施議案（第60号議案ないし第63号議案）に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

宇田川副委員長

3 令和4年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、去る2月24日(木)の本委員会の協議等を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

宇田川副委員長

この案でいかがか。

松坂委員

特別委員会について、我が会派としては、さきの議会運営委員会で提案したとおり、公社事業対策特別委員会、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、議会改革検討特別委員会の3特別委員会をお願いしたい。

田村委員

我が会派の意見を申し上げる。

特別委員会は、特別な事情がある場合に設置するという理由は分かる。しかしながら、現行の公社事業特別委員会のみを残す提案には理屈が伴わない。公社事業対策特別委員会の付託事件も常任委員会で審議することが可能だからである。

埼玉県議会では、これまで改選後の世話人会で、付託事件や設置特別委員会を決定してきたが、議会運営委員会に出席の各会派は、世話人会での協議に参加しており、その決定にのっとり、本協議の特別委員会が設置されている。付託事件については、毎年度、年度前に時勢に合わせて見直す必要性から、年度の最終議会である2月定例会にて協議してきており、本協議がそれに当たる。ここで世話人会での協議、決定を無視した提案があることは甚だ遺憾であり、世話人会での協議がないがしろになるものと考え、今後の改選後の世話人会協議に禍根を残すものと危惧する。

また、これまで設置してきた特別委員会において審議してきた付託事件については、現在反対の会派の方々も質疑応答を通し意見提言を行ってきており、議会の行政監視機能や政策立案機能等が発揮されているものである。埼玉県議会が培ってきた歴史を鑑みると、この付託事件を調整し、特別委員会を設置してきた過程は、議会の見識を高めてきたもの

と評価できるものである。さらに、御提案の議会改革検討特別委員会については、付託事件が委員会設置になじまないものであることは言うに及ばず、これまで埼玉県議会では議会改革に関する諸課題については、在り方研究会を各会派合意の基に設置し、協議してきた。

よって、本協議において我が会派は、前回議会運営委員会において東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策の件を打ち切ることを提案させていただいた。御提案を採用していただいた委員長に感謝申し上げるとともに、委員長案に賛成する。

松坂委員

今のお話も重々分かるところではあるが、私どもは八つの常任委員会において審査できるものと認識した上での提案をさせていただいたところである。そういった中で、今なぜ特別委員会が必要なのかということも、課題となっているところなので、その点についてはどのようにお考えかお伺いさせていただく。

田村委員

先ほども申し上げたとおり、改選後の世話人会で、ここに参加している各会派の皆さんが協議をして、この特別委員会の設置と付託事件について賛同を得て、今まで運営をしてきているものであり、この改選後の途中でこういった協議を持ち出してくることは、この世話人会の在り方自体に禍根を残すものと思うので、是非このことについては、これまでの埼玉県議会の慣例を御理解いただきたいと思う。

宇田川副委員長

他に発言はあるか。

秋山委員

様々な意見があるが、現在異なる意見が明確に対立をしているので、採決をしてはっきりさせた方がいいと私は思う。

田村委員

今採決というお話があったが、一つ確認させていただきたい。これから採決をするということだが、委員長案に賛成する委員が多数であるにもかかわらず、採決まで求める意思表示をなされた会派の方々は何か意図があるのか。例えば、委員長案のとおり決定された場合に、常任委員会で事足りているというスタンスの下、特別委員会には所属しないなどの考えをお持ちなのか確認させていただきたい。

秋山委員

この案で決まったら特別委員会には参加しないのかとのことだが、そんなことは絶対にあり得ない話である。やはり決定に従って進めていくというのが正式な委員会での協議と決定ということだと思う。

田村委員

それであれば世話人会で協議し、決定をしている事項であり、今回の協議は付託事件についてどうするかという話なので、委員会設置についてどうするかという話は全くしてい

ないので御理解いただきたいと思う。

萩原委員

委員長案に賛成する。

宇田川副委員長

ただいま賛成の御意見の方が多数と見受けられるので、委員長案のとおり、決定する方向でよいか。

< 賛成との声あり >

< 反対との声あり >

石川委員

委員長案で決定することに対して異議ありと言っているのだから、自動的に採決すべきではないか。

宇田川副委員長

暫時、休憩する。

田村委員

石川委員に一つ質問だが、採決をすることにこだわることに何の意図があるのかお伺いしたいと思う。例えば、世話人会で今後協議をしない、つまり改選後に世話人会を設置しないで、これからは議会運営委員会の設置までの間の議会運営の在り方について、全くこれまでの慣例どおりやらないということを表示されているのか。

石川委員

世話人会でそういう協議があったことは重々承知している。ただ世話人会で決まったことを絶対に覆してはいけないとか、そのまま4年間やらなければならないということにはなっていないと思う。毎回このように提案が出てきて、我々は我々の考えをここで申し上げている。その申し上げていることについて、はっきりと態度を示したいので採決をお願いするということである。採決はいらんではなくて、異議ありと言っているのだから、採決しなければならないはずである。

宇田川副委員長

それでは、反対の声もあったので、委員長案の可否について、採決することでよいか。

宮崎委員

1点申し上げる。先ほどから再三にわたり、田村委員が申し上げたとおり、ルールを作ってそれに従っていこうということを、改選当初あるいは年度当初に決定している。それに従っていくのがルールであり、皆紳士協定の中でやっている委員会であり議論なので、それを逸脱して途中からひっくり返すことに対して、自民党や公明党さんも反対だということである。田村委員からは、ルールを逸脱しているという指摘をさせていただいている。御理解いただきたい。

石川委員

反論するが、世話人会で協議していることは先ほどから認めている。しかし、議会運営委員会は法定の委員会である。この法定の議会運営委員会で、世話人会で決まったことは決まったことであるかもしれないが、時宜にあった、こういうふうに変えた方がいい、これは変えない方がいいというのはあってもしかるべきだと思う。そういう意味で我々はこれまでも提案してきている。世話人会で全てを決めたから、これをないがしろにするとは一言も言ってない。

小谷野委員

私も世話人会に出ているので、世話人会でいろいろ決めさせていただいた。当然石川委員のところにも出ていただいていた。

内容は4年間この形でいこうと、そしてこれがまた不具合が出るようであれば、その4年後のところでもやろうじゃないかというふうな話をそのときに聞いている。こう見ても、委員長がいうように大半の人が、過半数を占める人が、そういう形の方向を出しているわけだから、それで新たにまたここで異議があるからということで採決をする、そういうことをし始めると、やはり議会制民主主義の中でやっているわけなので、そこはしっかり他

の方も考えていただきたいと思う。

来年の世話人会のときに、しっかりまた意見を言っていただければよいのではないか。ここで採決をするということではなくて。明らかに分かっているわけなので。そこら辺は少し考えていただかないと、私はそう思う。

宇田川副委員長

ほかに御意見はあるか。

< な し >

宇田川副委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、委員長案の可否について採決することによいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

これより、採決する。

委員長案について、賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 小谷野委員、宮崎委員、田村委員、神尾委員、中屋敷委員、須賀委員、岡田委員、萩原委員、橋詰委員

(否) 江原副委員長、石川委員、松坂委員、木村委員、山本委員、秋山委員

宇田川副委員長

起立多数である。よって委員長案のとおり、決定する。

宇田川副委員長

4 模擬オンライン委員会に係るアンケートの結果についてだが、お手元の資料1に基づき、議事課長に説明させる。

議事課長

それでは、お手元若しくはサイドボックスにある資料1、模擬オンライン委員会に係るアンケート結果について御説明させていただく。実施時期は、令和4年1月26日(水)である。アンケートの総数は、模擬オンライン委員会の委員12名と議員傍聴3名である。

模擬オンライン委員会の状況について、まず御説明させていただく。委員長役の議員が、委員会室に1人いて、模擬オンライン委員会の委員の皆様が各会派控室及び御自宅から接続したという状況である。

まず、「1 オンライン委員会に出席するための操作状況について」は、「よくできた」又は「おおよそできた」とする回答が大多数であった。次に、「2 ソフト面に係る主な意見」である。「発言の始めや終わりを明確に表現するとともに、発言を終えた後は忘れずにミュートにすることが必要である。」「オンライン出席委員がマスクを着用したまま発言す

る際には音声聞き取りにくいと感じた。」「オンライン出席につき、マスクを外してもよいのではないか。」「オンライン出席委員が委員会室にいる委員と対等に発言できるよう、質疑や討論の有無を丁寧に確認するなど、ルールづくりが必要である。」といった意見があった。次に、「3 ハード面に係る主な意見」については、「自宅や事務所等において、あらゆるデバイスでZoomやサイドブックスにアクセスできるようにしておく必要がある。」「スマートフォンの場合、途中で着信を受けてしまうおそれがある上、多くの参加者を一度に画面に映せないため、パソコンやタブレットを利用したほうがよい。」「オンライン出席する委員の背景については、色付きのものにせずシンプルなものにすべきである。」といった意見があった。以上である。

宇田川副委員長

オンライン委員会の運用については、このアンケートの結果を生かし、より良い運用となるよう進めていく。

< 了 承 >

宇田川副委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

宇田川副委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

宇田川副委員長

6 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、73番立石泰広議員から、欠席届が提出されている。

宇田川副委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

宇田川副委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

1 知事提出急施議案(第60号議案ないし第63号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

宇田川副委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月2日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

田村委員

動議を提出する。江原副委員長の不信任動議を提出する。

委員長

ただ今、田村委員から江原副委員長の不信任動議が提出されたので、直ちに本動議を議題とする。江原副委員長の一身上に関する件であるので、江原副委員長の退席を求める。

< 江原副委員長退席 >

委員長

提案者の説明を求める。

田村委員

さきの議会運営委員会において、これまでの議会先例及び議会運営に影響を及ぼす事案があった。これは会派間の信頼関係を阻害するばかりでなく、今後の議会運営に支障を生じさせる重大な問題であると考えている。また、本来議案の調整に努めるべき副委員長の所属会派が当該事案を発生させたことは、今後の議会運営に影響を与えるものと危惧する。

よって信頼関係のなくなった会派の委員が副委員長として座ることは、円滑な議会運営に支障が生じるため、江原副委員長の不信任動議を提出する。

< 賛成との声あり >

委員長

ただ今提案者から説明があったが、本件は、質疑、討論を省略して採決とするか、あるいは質疑、討論を行うか。

秋山委員

質疑、討論を行うべきだと思う。

委員長

それでは、まず質疑を行う。何か発言はあるか。

秋山委員

田村委員にお尋ねする。先例や議会運営に関して重大な影響を及ぼす事案があったとのことだが、具体的にはどういった内容を指しているのか。

田村委員

秋山委員もその場にいらっしゃったのでお分かりかと思うが、特別委員会の付託事件についての案件である。

石川委員

提出者にお聞きする。特別委員会の付託についてということだが、当日は委員長案として出されたはずである。委員長と副委員長で調整した結果が出ていたとは考えていない。認識違いではないか。

田村委員

私どもは、先例にのっとった議会運営が埼玉県議会でこれまで行われていることを御説明させていただき、委員長案に至ったと考えている。そんな中で、委員長案が提出されたことに対して、案件を調整すべき副委員長が所属する会派がこのような事案を生じさせたことが信頼関係を損なうと考えている。

石川委員

不信任動議には値しない。委員長と副委員長が調整というが、先日提出されたものは明らかに委員長案である。先例に従うとかそういう意見もあるが、我々是我々の考えを述べている。副委員長の所属している会派の態度を見て、副委員長を不信任にするというのは筋が違うのではないか。副委員長は独立した立場であり、委員長の補佐役ではない。委員長に事故があったときに代わる人である。勘違いしているのではないか。

田村委員

私どもは委員長を補佐する役割も副委員長にはあると考えているし、副委員長は調整役に努めるべきだと考えている。

石川委員

法律や会議規則にもあるように、副委員長や副議長は、補佐ではなくて、事故あるときに代わる人である。委員長と違ったからといって不信任の理由には当たらない。以上である。

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。
続いて討論に入る。何か発言はあるか。

秋山委員

ただ今、石川委員が述べたとおり、これは不信任に値しないと思う。
これをやっていくと、異なる意見を多様に反映させる委員会の機能が損なわれるのではないかと危惧する。
よって、副委員長の不信任には同意できない。

石川委員

江原副委員長の不信任には当たらない。
先ほども申し上げたが、副委員長が調整するとおっしゃっているが、副委員長の役割というのは委員長等に事故があったときに代わるものであって、副委員長所属の会派の採決の態度を見て副委員長を不信任にするというのは全く理由にならない。よって反対する。

委員長

質疑、討論は以上で終了する。

これより採決を行う。

江原副委員長の不信任動議に賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 宇田川副委員長、小谷野委員、宮崎委員、田村委員、神尾委員、中屋敷委員、須賀委員、

岡田委員、萩原委員、橋詰委員

(否) 石川委員、松坂委員、秋山委員

(退室) 木村委員、山本委員

委員長

起立多数である。

よって、本動議は可決された。

委員長

暫時、休憩する。

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月2日(水)第2回)

委員長

1 議案(第1号議案ないし第59号議案及び64号議案ないし第80号議案)の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月24日(木)の本委員会で自民から提案があった条例案1件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第2号議案は、提案者を代表して、33番木下博信議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、本日中午やかに、ということではないか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書28件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5

時まで提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 令和4年度の委員会構成についてだが、令和4年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月15日（火）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 令和4年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月15日（火）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 会期予定の変更についてだが、本日は、一般質問2人目まで行い、3人目の高橋政雄議員の質問については、現在、議案調査日としている明日・3月3日（木）に行い、質問終了後、議案及び請願の委員会付託のための本会議を開くこととして、会期予定を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属には私から伝えておく。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に、企画財政部長から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

小池要子環境部長は、本日及び明日の本会議を欠席させていただくので、よろしく願います。

委員長

ただ今の件については、御了承願う。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月3日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月3日(木))

委員長

1 議第2号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、53番日下部伸三議員から欠席届の提出がある。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月24日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月4日(金))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

まず初めに、この度はお忙しい中、委員の皆様方には議会運営委員会を急ぎよ、開催していただき厚く御礼申し上げます。

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和4年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算1件である。

資料1を御覧願う。件名は「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第16号)」である。本県は1月21日からまん延防止等重点措置を実施し、県民、事業者の皆様様の御協力をいただきながら、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策に取り組んできた。現在の感染状況だが、1日当たりの新規陽性者数は、過去最多となった2月5日の7,353人と比較すると減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している。また、重症病床の使用率は低いものの、確保病床の使用率は50%を超えており、医療提供体制への負荷が高い状況が継続している。こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討を行い、3月2日に国に対し、まん延防止等重点措置期間の延長等を要請した。正式には、国の決定を受け、本日開催する新型コロナウイルス対策本部会議において決定するが、3月21日までの期間、引き続き、県内全域について重点措置を実施すべき区域とし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請など、これまでと同様の措置を継続する。

次に、お手元の資料2「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第16号)案の概要」を御覧願う。今回の補正予算案は、まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金など、当面緊急に対応すべき事業について補正をお願いするものである。

その結果、一般会計の補正予算の規模は、222億4,429万7千円となり、既定予算との累計額は、2兆7,147億3,871万6千円となる。

内容についてだが、○「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」の「飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」222億4,030万4千円及びページの一番下「飲食店等への営業時間短縮要請等に係る現地調査」399万3千円を計上するものである。

次のページを御覧願う。協力金については、年度内の執行が困難なことから繰越明許費の設定をお願いするものである。

財源については、全額国庫支出金を充てている。

なお、本補正予算案については、事業実施に当たり速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いするものである。

以上で議案の説明を終わる。どうぞよろしく願います。

委員長

2 会期予定の変更についてだが、ただ今説明のあった知事追加提出議案のために本会議を開く必要がある。

会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞
＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

委員長

現行、委員会・議案調査日としている3月7日（月）に知事追加提出議案の報告、上程、質疑及び委員会付託のための本会議を開き、本会議散会后、当該議案の付託さきの委員会を開会する。翌日の3月8日（火）特別委員会閉会后、当該議案の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行う案である。

この案のとおり変更することでよいか。

＜ 了 承 ＞

委員長

なお、時間が差し迫った中での変更である。

各会派におかれては、所属議員に対し、確実に御伝達いただくよう、よろしく願います。

なお、改革及び無所属には私から伝えておく。

委員長

3 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月7日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

＜ 了 承 ＞

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月7日(月)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、3月4日(金)の本委員会で執行部から説明がなされ、本日提案される、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第16号)」についての議案に対する質疑については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は知事の提案説明終了後の休憩中、速やかにということによいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、9番深谷顕史議員、21番渡辺大議員、85番宮崎栄治郎議員から、欠席届が提出されている。

また、深谷顕史議員におかれては、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、宮崎栄治郎議員におかれては、警察危機管理防災委員会にオンラインで出席する旨の届出が出ている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、知事の提案説明終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月7日(月)第2回)

委員長

1 第81号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日・3月8日(火)の午後0時45分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月8日(火)第1回)

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日12時45分現在、9番深谷顕史議員、21番渡辺大議員、25番白根大輔議員、70番新井一徳議員、85番宮崎栄治郎議員、93番田並尚明議員以上6名から、欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月8日(火)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 第81号議案についての(1)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月24日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月24日(木))

委員長

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、埼玉県議会定例会議案等の一部変更について御説明申し上げます。

第81号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第16号)」については、急施の取扱いをお願いしたところ、3月8日に御議決賜った。誠に感謝申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」を御覧願う。補正予算(第16号)の成立に伴い、先に提出した補正予算(第15号)の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」、「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

以上、よろしくお取り計らいのほど、願います。

委員長

ただ今の説明のとおり、変更を了承することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この件については、本日の本会議で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

委員長

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る2月24日（木）の本委員会で報告したとおり、2名の欠員が生じているため、選挙を行う。

まず、（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民1名、県民1名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民及び県民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いする。

次に、（2）選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月25日（金）に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料2のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月18日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 令和4年度ペーパーレス会議システムと併用する紙資料についてだが、前12月定例会でお伝えしたとおり、来年度からのペーパーレス会議システムの本格実施に伴い併用する紙資料について、御協議いただきたいと存じる。

資料3のとおり、委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、「1 方針」についてだが、会議の運営上、現時点で紙として残す必要がある資料

や、記者・傍聴者へ配布する資料など、(1)から(3)に該当する資料は紙と併用することとし、これ以外の資料については、ペーパーレス会議システムのデータのみとする。具体的には、「2 主な資料区分」のうち、「紙」と記載されている資料を残すこととする。「3 令和5年度以降について」だが、令和5年度に予定されている、パソコンやシステムの更新等を行う次期議会情報ネットワークの更新時に、改めて紙資料の廃止について協議することとする。

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案の内容について、議長から執行部に申し入れていただきたいと存じますが、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他に入る前に企画財政部長から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただきます。

村田暁俊都市整備部長は、本人が濃厚接触者に当たることとなったため、本日及び明日の本会議を欠席させていただくので、よろしく願います。

委員長

ただ今の件については、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月25日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月25日(金)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案(人事議案)についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明させていただく。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に新井豪議員、小川真一郎議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月17日に説明申し上げた、教育委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任及び任命と併せ、どうぞよろしく願います。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 意見書・決議案についてだが、去る2月28日(月)(一般質問初日)までに、各会派から提出された意見書案の柱28件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料の一覧表のとおり、共同提案9件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、文教委員長から、文教委員の連名で、決議1件を提案したい旨の報告があったので、報告申し上げます。

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げます。

田村委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

今定例会で、議員提出議案として、決議を提案したいと考えている。案をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の案を事務局に配付させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

田村委員

北朝鮮は、国際社会の度重なる強い警告にもかかわらず、今年に入ってから既に10発を超える弾道ミサイル等を発射している。昨日3月24日には、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、我が国の排他的経済水域に落下した。国際連合安全保障理事会決議等への明らかな違反であり、我が国の平和と安全を脅かすこのような暴挙は、断じて容認できない。我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対して断固として抗議するとともに、国に対し、より一層強化した対応を求める必要があると考える。

そこで、「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

通常の手続を逸脱しているが、2月定例会議会の閉会日を迎えているので、時宜を逸しないため、提出させていただきたいと思う。

各会派におかれても、御理解、御賛同を賜るよう、よろしくをお願いする。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いする。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事追加提出議案(表彰及び人事議案)についての(1)審議手続についてだが、表彰及び人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についてだが、今朝の議運で提案のあった決議案について、正副委員長で各会派と調整させていただいたところ、案がまとまったので、これを追加した。

これを踏まえ、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、43番前原かづえ議員から議第13号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月25日(金)第3回)

委員長

先ほど、江原副委員長から、副委員長の辞任願が本日付で、私宛てに提出された。この件を処理する必要があるので、副委員長辞任の件を直ちに議題とする。お諮りする。江原副委員長の副委員長辞任を許可することで御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認める。
よって、江原久美子委員の副委員長辞任を許可することに決定する。

委員長

暫時、休憩する。

令和4年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和4年3月25日(金)第4回)

委員長

副委員長が1名、欠員となったので、これより、1名の副委員長選挙を行う。
お諮りする。副委員長選挙は、指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか。

< 指名推選との声あり >

委員長

それでは、指名推薦の方法により、私から指名したいと思うが、御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、萩原一寿委員を副委員長に指名する。
ただ今の指名に、御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認める。よって、萩原一寿委員が副委員長に当選した。
萩原一寿委員については、副委員長席に御着席願う。

委員長

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

62番醍醐清議員及び86番齊藤正明議員が、自民及び県民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

委員長

1 新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任についてだが、お手元の資料「新型コロナウイルス感染症対策特別委員辞任名簿」のとおり、藤井健志委員ほか8名から議長宛てに、新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任願が提出された。

ついては、藤井健志委員ほか8名の辞任を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、次の本会議の冒頭において、一括して異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、ただ今の辞任が許可された場合、先ほどの本会議で同委員を辞任した中屋敷慎一議員を含め10名の欠員が生じることとなる。そこで、各会派から、お手元の資料、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員選任名簿」のとおり、選任されたい旨の申出があった。

ついては、資料のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、これらの件について、改革及び無所属は私から確認しておく。

委員長

2 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議席の一部変更についてだが、お手元の資料のとおり、議席を一部変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の（１）6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月17日（金）から7月7日（木）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。